

# こども医療費無料化

令和6年4月～

# 18歳まで拡大!

※18歳年齢到達後、最初の3月31日まで

こども医療費の助成対象年齢を、現在の15歳から18歳まで引き上げます。  
新たに対象となる方は申請が必要ですので、手続きをお願いします。

## 申請手続きが必要な方

**平成18年4月2日～平成20年4月1日生まれの方**

対象者には申請書を送付しています（1月19日から順次発送）

次に該当する場合、申請書が届きませんのでお問い合わせください。

- ①令和6年1月17日以降に転入の届出をされた場合
- ②お子さんの住民登録が市外にあり、保護者の住民登録が西条市にある場合 など

※②に該当する方の助成は、そのお子さんがどこからも同様の医療費の助成を受けていない場合に限りです

水色の封筒が届きます! /



## ! 平成20年4月2日以降に生まれた方は手続き不要です

現在、中学校3年生までのお子さんの受給者証は、順次、期間を延長したものを送付します。  
きょうだいで送付時期が異なる場合がありますのでご注意ください。

## 使用方法・助成の範囲

これまでの小中学生のこども医療費受給者証の使用方法と同様です。ひとり親世帯等・重度心身障害者、生活保護などにより医療費助成を受けている方は、引き続き今の制度をご利用ください。そのほかの公費などにより医療費助成を受けている方は、そちらが優先されますが、助成を受けたうえで一部負担金が発生した場合、その部分はこども医療費助成の対象となります。

夜間や休日に急にお子さんの体調が悪くなった時やすぐに医療機関を受診すべきか迷われた場合、医師・看護師から適切な対処の仕方などのアドバイスを受けることができる、子ども医療電話相談【#8000または(Tel)089-913-2777】もありますので、ご利用ください。  
医療従事者・医療資源・財源は無限ではありません。適正な受診にご協力を!

### 問合せ

- 市庁舎新館1階 国保医療課 Tel.0897-52-1212
- 西部支所1階 市民福祉課 Tel.0898-64-2700

詳細は▼

